

平成26年2月7日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。

また、ホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や
輸出入植物検疫に関する詳細な情報を掲載しています。

〔法令改正関係情報〕

- 「アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「アルゼンチン産グレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました（平成26年2月7日）
- 「イタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました（平成26年2月7日）
- 「トルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました（平成26年2月7日）
- 「オーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」、「オーストラリア産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデル、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました（平成26年2月7日）
- 「チリから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「チリ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」が改正され「チリの指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」が施行されました（平成26年2月7日）
- 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）の別表2の一項及び三項が改正されるとともに、同表付表39、45及び56の改正並びに同表付表59が追加されました（平成26年2月7日）
- ブラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令及び告示が改正されました（平成25年12月9日）

目 次

* 法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）—平成26年2月7日—	
* 特集記事：農産物の輸出促進への取り組み	1～2
* 輸入検査で発見される検疫有害動植物 — <i>Pseudococcus calceolariae</i> —	3
* 検査手法の紹介：栽培用種子の輸入検査手法について③	4
* 各地の植物検疫情報	
・「トルコ産レモン、イタリア産スイートオレンジ、豪州産ぶどう及びアルゼンチン産かんきつ類の輸入解禁にかかる公聴会の開催」	5
・大学生に植物検疫制度を説明	5
・高松空港の国際線増便と検査実績	6
・佐賀空港国際線専用施設完成及び新規定期路線就航	6
・那覇空港に2つの国際線ターミナルが供用開始	7
* 植物防疫所からのお知らせ〔植物検疫関係情報〕	7

特集

農産物の輸出促進への取り組み

平成25年6月14日に政府は「日本再興戦略」を閣議決定しました。その成長戦略の1つとして農業分野では農林水産物の輸出増大が掲げられています。これを受け、農林水産省は、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月29日）を策定し、①輸出環境整備の推進、②2020年までに農林水産物・食品の輸出額を現状の5千億円から1兆円へ倍増が目標とされました。今後この戦略に沿いながら、輸出促進に係る具体的な取り組みが推進されます。

しかし、国内で生産される農産物を海外に輸出する場合、国によって発生している病害虫が異なることもあり、輸出先国は自国に発生していない病害虫が侵入し農業生産に大きな被害がでないようさまざまな植物検疫上の条件を要求しています。

このため、植物防疫所では、各地で開催される輸出促進協議会や現地説明会に出席し、各国の植物検疫条件に必要な措置について説明を行い、輸出関係者の方々への情報提供に努めています。

今後、輸出量が増加することが見込まれる主な植物の検疫条件や輸出促進に係る最近の動向について、いくつかご紹介します。

EU諸国・アメリカ合衆国向けの盆栽

近年、欧米では盆栽がブームとなり、特に日本の盆栽は高い評価を得ていることから、EU諸国向けの輸出が増加しています。EU諸国に盆栽を輸出する場合、①植物防疫所によって登録された育成ほ場で、少なくとも2年間栽培すること、②植物防疫所の検査を少なくとも年6回受けること、③高さ50cm以上の棚で栽培することなどの検疫条件が要求されています。

アメリカ向けでは、上記の他にアメリカ合

衆国植物防疫機関の輸入許可証を取得すること、また、ゴマダラカミキリの寄主植物の場合は、ゴマダラカミキリが寄生しないように3年以上の栽培管理が要求されています。ゴマダラカミキリに関する条件については、昨年5月にアメリカが輸入規則を改定し、マツ属及びツツジ属のみに限定されています。

台湾向けりんご、もも等の生果実

日本の輸出農産物の中で、台湾向けりんご、なし、もも及びすもも生果実は、大きな輸出額になっています。平成18年2月から台湾はモモシンクイガの寄主生果実に対して、①園地における徹底した病害虫防除、②登録選果こん包施設（平成25年度は15県で193施設が登録）での選果などの新たな検疫条件を求めています。万が一、台湾での輸入検査でモモシンクイガが2回発見されれば、日本から全ての寄主生果実が輸出停止となります。また、日本での輸出検査では、もも及びなしからメイガ科やアザミウマ科幼虫が発見され、輸出を許可しなかった事例もありました。

台湾向けに生果実を輸出される生産者の方々には、今後とも、生産ほ場での防除の徹底や選果場での綿密な選果など、より一層の注意をお願いします。

EU諸国向けかんきつ生果実

EU諸国向けかんきつ生果実については、①植物防疫所の調査でミカンバエ及びカンキツかいよう病が発生していないことが確認された登録園地で生産すること、②植物防疫所で登録された選果こん包施設での選果及び表面消毒がされることなどの条件を満たしたものが輸出可能となっています。

具体的な事例としては、平成24年度及び平成25年度にはフランス向けにユズ生果実が約

3トン輸出されました。平成26年度には他の輸出者からもEU諸国向けかんきつ生果実の輸出要望が出されており、フランスをはじめEU諸国向け輸出の増加が見込まれます。

今後の輸出検疫対応

平成25年12月に、ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」が登録され、世界の料理界で日本食材が活用される機会が増えると想定されます。このため、植物防疫所としては、農産物の円滑な輸出に資す

るよう各国の最新の植物検疫条件を迅速に情報提供するとともに、卸売市場や生産地の集荷場所での輸出検査を実施するなど、さらに輸出検疫体制の整備を進めています。その一例として、平成25年10月に植物防疫所ホームページに掲載している輸出検疫条件早見表の貨物編をリニューアルし、新たに携帯品編・郵便物編を追加しました。

今後も各種会合やセミナーなどを利用し、輸出関係者の方々のニーズに応じた植物検疫の情報提供に努めていきたいと考えています。

【植物防疫所HPのリニューアル】

国名をクリックすると、品目別検疫条件一覧表が開きます。

国名をクリックすると、品目別検疫条件一覧表が開きます。

検疫条件早見表の「携帯品編」と「郵便物編」のリンクです。

韓国 品目別検疫条件一覧表(貨物)

分類	輸出品目	早見表での表記	主な植物検疫条件
果物	カキ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	キウイフルーツ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	サクランボ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	日本ナシ	*	韓国が輸入を禁止しています。
	西洋ナシ	*	韓国が輸入を禁止しています。
	ビワ	*	韓国が輸入を禁止しています。
	ブドウ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ウンシュウミカン	Q	日本での輸出検査が必要です。 ただし、西国、九州及び南西諸島で生産されたものは輸出できません。
	モモ	*	韓国が輸入を禁止しています。
	リンゴ	*	韓国が輸入を禁止しています。
	イチゴ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	カボチャ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	キュウリ	*	韓国が輸入を禁止しています。

輸入検査で発見される検疫有害動植物

— *Pseudococcus calceolariae* —

このコーナーでは、植物検疫措置の対象となる病害虫のリストから、輸入検査で発見される重要な検疫有害動植物を紹介しています。今回は、カメムシ目コナカイガラムシ科のガハニコナカイガラムシ *Pseudococcus calceolariae* (Maskell)を紹介します。

分 布

オーストラリア、ニュージーランド、北米～南米、ヨーロッパ、中南アフリカと、アジアの一部に分布しています。日本での発生は確認されていません。

寄主植物

極めて多食性で、ミカン科やバラ科の各種果樹をはじめ、マメ科、イネ科、ナス科、アブラナ科、キク科、ツツジ科、クワ科など、主要な作物を含む多くの植物の葉、茎、果実に寄生することが知られています。

輸入検査での発見状況

オーストラリアやアメリカ合衆国産のカンキツ類、ニュージーランド産のキウイフルーツなどからしばしば発見されます。輸入検査でこの種を発見した場合は、消毒を行うとともに、再発防止のためそのつど輸出国の植物防疫機関へ発見状況を通報しています。

形 態

この種は体長が最大でも5mm程度のとても小さな害虫です。雌成虫はわらじ形で、その表面は白い粉状のロウ質物におおわれています。中央部付近にはロウ質物の分泌が少ない部分があり、こい赤むらさき色の地肌が透けて2本の縦線模様が現れます(写真1)体の周囲には17対のロウ突起があり、尾の先のが最も長く、通常体長の1/4から1/2程度になります。この種の外観は、日本国内に広く分布し果樹の害虫として知られるクワコナカイガラムシ(写真2)によく似ていますが、尾端ロウ突起の長さはこの種の方が通常短くなります。コナカイガラムシの外観は「属」や「種」の見当をつける際に一つの目安とはなりますが、

種名を決定する場合は、雌成虫のプレパラート標本(写真3)を作製し、高倍率の生物顕微鏡下で体のさまざまな部位を観察します。

ガハニコナカイガラムシは、頭部背面に口わく型分泌管というキノコ型の分泌管がないこと、背面側の毛が短いこと、後脚の付け根に雄を引き寄せる分泌に関係するとされる微小な穴(半透明小斑点という)がないことで、さきのクワコナカイガラムシと識別できます。



写真1: ガハニコナカイガラムシ



写真2: クワコナカイガラムシ

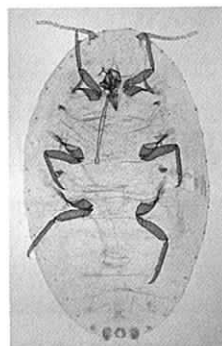


写真3: ガハニコナカイガラムシ(プレパラート標本)

生態・被害

雌は3齢幼虫を経て成虫になり、雄は2齢幼虫から前蛹、蛹を経て有翅の成虫になります。交尾をした雌成虫は卵のうを作り、その中に多数の卵を産み付けます。25℃の環境では1世代は約60日で、年3～4世代発生することが知られています。

この種は、吸汁により植物体を衰弱させるほか、果実に傷をつけ、加害が激しい場合は落果させることもあります。また、排泄物につくすす病は、果実の商品価値の低下をもたらします。更に、ブドウの重要病害であるリーフロール病関連ウイルスを媒介することも報告されています。この種は発生国において果実生産上重要な害虫とされており、万一国内に侵入した場合はカンキツ類など主要な作物への被害が懸念されることから、本種の侵入防止に努めています。

検査手法の紹介

栽培用種子の輸入検査手法について③

栽培用植物の種子は、国際間の移動に伴って新たな病害虫が持ち込まれる経路となっているため、各国とも主要な種子に対して綿密な輸入検疫を実施しています。

日本でも植物防疫法に基づく輸入禁止措置や輸出国における栽培地検査の要求をするほか、輸入時には病害虫の重要度に応じ、輸入港での検査後、綿密な検査を実施するためサンプル種子を持ち帰り、2次検査を実施しています。これまで、プロッター法、遠心分離法、ELISA法及び遺伝子診断技術による検査手法について解説したので、ここでは、浸漬法検査、ロート・浮遊法検査及び透視検査についてご紹介します。

浸漬法検査は、トールフェスクなどの牧草種子に付着する病原菌 (*Gloeotinia temulenta*) を検出する手法です。

サンプリングした種子からさび茶色などの異常変色種子があれば、これらを含む一定量を取り出し、容器に移し、これに殺菌水を加え2時間以上培養します。この後、培養した容器の底に溜まった沈殿物内に病原菌の分生子と呼ばれる胞子のかたまりがあるか生物顕微鏡で観察します。

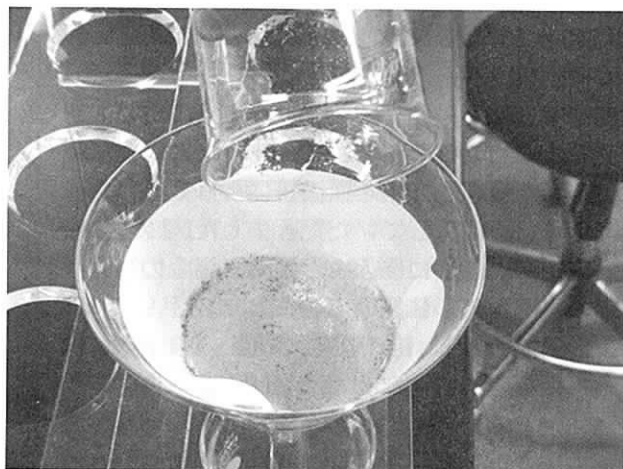
ロート・浮遊法検査は、種子のきょう雑物に混入するシストセンチュウ (*Heterodera* sp.) を検出する手法です。

シストセンチュウの雌は成虫になると球状に肥大し固い膜で卵をつつみ込んでシストとなり、この手法は乾燥すると水に浮く性質を利用するものです。1次検査（篩分検査）で分離した夾雑物に水を加え攪拌した後、ろ紙を敷いたロートに流し込みます。水をろ過した後、ろ紙に残った残渣にシストがあるか実体顕微鏡で観察します（写真1）。

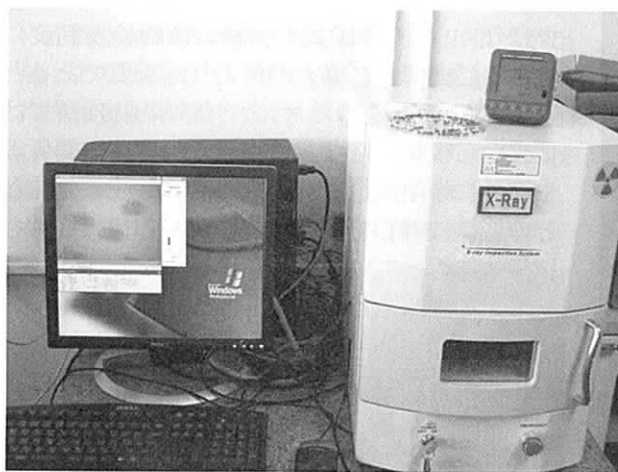
透視検査は、種子の内部に食入するタネコバチ類（アルファルファタネコバチ類などの幼虫）を検出する手法です。

幼虫などが種子又はさや付き種子内に食入する害虫は、目視検査で発見することがむずかしいため、透過X線装置を用いて種子を透過して内部を検査します（写真2）。

植物防疫所ではこれまで紹介したようにさまざまな技法を取り入れて効率的な検査を行っています。これらの検査には一定時間を必要としますが、関係者の皆様には植物検疫の目的をご理解いただき、今後ともご協力をお願いします。



(写真1) ロート・浮遊法検査



(写真2) 透過X線装置による透視検査

トルコ産レモン、イタリア産スウィートオレンジ、 豪州産ぶどう及びアルゼンチン産かんきつ類の 輸入解禁にかかる公聴会の開催

平成25年12月16及び20日、農林水産省において、日本への輸入が禁止されている生果実を条件付きで輸入解禁することについて、利害関係のある方や学識経験のある方から意見を聴取する「植物防疫法施行規則の一部改正に関する公聴会」が開催されました。

この公聴会では、①トルコ産レモンを輸入解禁する件②イタリア産スウィートオレンジの輸入解禁品種を追加する件③豪州産ブドウを輸入解禁する件④アルゼンチン産クレメンティン、エレンデル、マーコット及びノバを輸入解禁する並びにスウィートオレンジの輸入解禁品種を追加する件について、農林水産省担当官から輸入解禁の条件であるチチュウカイミバエなど

重要害虫の日本への侵入防止措置について、科学的・技術的見地からの説明が行われました。

説明内容に関する質疑応答では、輸出国で実施した試験などに関する日本側の評価や今後の輸入解禁の進め方などについて質問があり、意見口述では、利害関係者から、『国際ルールの遵守』、『技術的妥当性』、『果実消費拡大・国民健康増進』などの観点から一部改正案に対し賛成意見が述べられました。

これらの意見を踏まえて、改正手続きが進められ、ことし2月7日、植物防疫法施行規則等の一部が改正されました。

(横浜植物防疫所企画調整担当)

大学生に植物検疫制度を説明

植物防疫所では海外の病虫害の侵入を防止し、国内の農業生産や野山の緑を守るために検疫業務を行っています。植物検疫の目的を達成するためには、これらの業務を的確に実施するだけでなく、多くの国民の皆様の植物検疫制度に対するご理解とご協力が何よりも重要であると考えています。このため、名古屋植物防疫所では従来から視察研修などで来所される農業関係者や海外に修学旅行を計画中の高等学校の生徒などの皆様に対して植物検疫に関する情報提供を積極的に行っています。

最近の事例としては、昨年11月に名古屋市内の大学の農学部学生250名に対し「植物検疫と国際化への対応」について説明しました。これは学生に社会の諸課題を勉強してもらおうという大学側からの要請に応じたもので、学生はメモをしたり具体的な検査の内容について質問するなど熱心に受講し、植物検疫について理解いただけた様子でした。また、12月には長野県の大学の

農学部学生46名の訪問を受け、名古屋本所にて植物検疫制度、名古屋港における検疫状況について説明しましたが、実際にこのほか輸出入検査で発見された病虫害標本を顕微鏡により観察したり、関係資料を閲覧していただきました。また、検疫病虫害が内陸部に侵入まん延した場合の被害などの説明を熱心に聞いていました。

植物防疫所は、港や空港で植物の輸出入に携わる関係者の方々にはもちろん、農業生産や物流に携わる方、観光やビジネスで外国へ旅行される方など、多くの皆様に植物検疫制度を知っていただくように、今後ともいろいろな機会を捉えてわかりやすい情報提供に努めていくこととしています。

(名古屋植物防疫所)



来所した大学生への説明風景

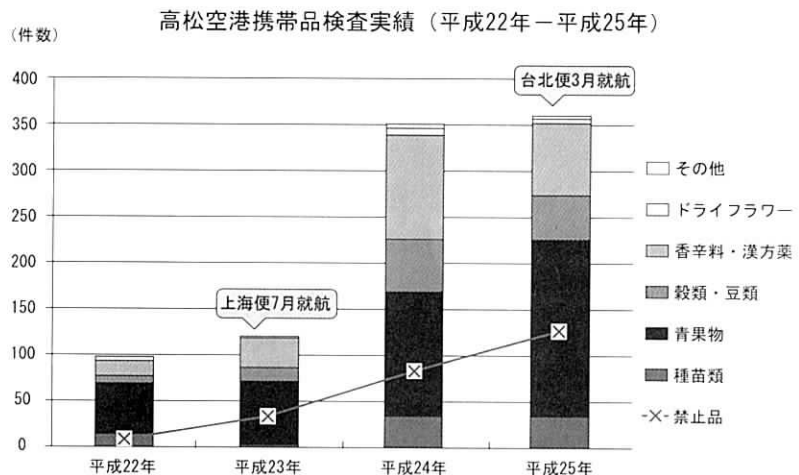
高松空港の国際線増便と検査実績

高松空港の植物検疫は、平成4年に韓国（ソウル）便への間に国際定期便が就航して以来、21年目となります。平成23年7月に中国（上海）便、平成25年3月に台湾（台北）便が就航し、現在では3か国・地域に週8便が運航されています。

これに伴って、日本国内への侵入を警戒しているミカンコミバエなどの重要害虫の発生地域から持ち込みが禁止されているかんきつ類、マンゴウ、りんご、きゅうり、とうがらしなどの青果物の廃棄実績も平成22年の約18倍に急増しています。

ことし3月30日から、台湾（台北）便が週2便から週4便に増便され、中国（上

海）便も増便計画が明らかになっています。このように、高松空港の植物検疫の重要性は益々高まっており、植物防疫所では円滑かつ的確な検査を実施するための体制の充実に努めています。（神戸植物防疫所坂出支所）



佐賀空港国際線専用施設完成及び 新規定期路線就航

佐賀空港は平成10年に開港し、平成12年には乗客が携行する植物に限り輸入できる飛行場に指定され、平成23年まで12年間で169便の国際チャーター便が入港しました。

空港の設置管理者である佐賀県は、LCC（格安航空会社）を中心とした国際定期便の就航に向け路線の誘致と国際線専用施設の整備を進め、平成24年1月から国際プログラムチャーター便としてLCCの上海便が就航し、平成25年12月18日には新しく国際線ターミナルビルの運用が開始されました。施設完成により、これまで国内線施設を併用していた国際線は、国内線の施設使用時間帯に関係無く運航時間を設定することが可能となりました。

さらに、平成25年12月20日には佐賀空港で初の国際定期便としてLCC

のソウル便が就航して、国際線の運航は週5日6便となりました。

佐賀空港の植物検疫対応は伊万里出張所が出張により実施していますが、県は引き続き新規路線誘致を積極的に取り組むとしていることから、植物防疫所では今後の動向をみながら、検疫体制の整備を図っていくこととしています。

（門司植物防疫所福岡支所伊万里出張所）



那覇空港に2つの国際線ターミナルが供用開始

かねてから建設中であった那覇空港の新しい国際線ターミナルが、平成26年2月17日に供用開始されました。新ターミナルは近年増加する国際線旅客に対応するために整備されたもので、延べ床面積が約23,450㎡と旧ターミナルと比較して3倍以上に拡大され、また、新たに大型機2機(小型機の場合4機)が駐機できる搭乗橋が設置されるなど旅客対応能力が向上しています。新ターミナルの出国ロビー内には、植物検疫を含めて税関、入国管理、検疫(CIQ)に関わる情報を広く国民の皆様にご覧いただくための常設の展示コーナーが配置され、広報用展示物やリーフレットが配されています。海外旅行に出発される旅客の皆様におかれましては、是非ご活用いただきたく思います。また、平成24年10月に貨物地区に開設されたLCC(格安航空会社)専用ターミナルでは、これまで国内線のみが運用されていましたが、航空会社からの要望を受けて改修工事が行われ、平成26年2月10日から国際線の運用が開始されました。

両ターミナルとも植物検疫カウンターは預かり手荷物受取場近くに設けられています。帰国の際、植物をお持ちの方は、税関検査前に同カウンターでの検査をお忘れなく。

(那覇植物防疫事務所那覇空港出張所)



那覇空港国際線新ターミナル

お知らせ

【植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所病害虫情報No.101」を掲載しました(平成26年1月31日)
- 【ロシアへご旅行される方へ】「日本からの持ち出し(輸出)」や「日本への持ち込み(輸入)」にあたっては、輸出入が制限されている植物(果物や野菜など)がありますので、ご注意ください(平成26年1月31日)
- 「旅行者用簡易検索情報」の「海外から手荷物で野菜や果物を持ち込む際の規制」を更新しました(平成25年11月27日)
- 【輸出】平成26年諸外国向け盆栽等の輸出検疫に係る申請手続き等説明会を平成26年2月20日(木曜日)に横浜で開催しました

◎発行編集担当

農林水産省 神戸植物防疫所 調整指導官

TEL: 078-331-2386

植物防疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/>

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎内